

CITY OF YOKOHAMA

工事排水について

下水道河川局 下水道施設部 水質課 工場排水担当
みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 水質担当

2024年11月1日

工事排水について | 目次

1. はじめに
2. 排水先と基準
3. 排水処理施設と維持管理
4. 事前の届出について
5. 基準超過の排水を流すと

工事排水について | 1.はじめに

工事を行う現場では工事排水（汚水）が出ます。



掘削などによる湧水

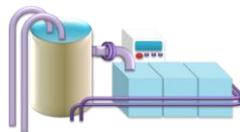


汚れた雨水



工事排水について | 2. 排水先と基準

工事現場



↓ 下水道（污水管）

下水処理場

（水再生センター：市内11か所）



↓ 雨水管
もしくは直接
河川・海域

公共用水域

河川、湖沼、海域



工事排水について | 2. 排水先と排水基準

工事現場から排出される工事排水には、基準がかかります。

基準（主なもの）

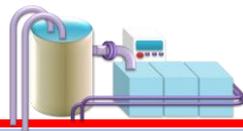
排水先	下水道（污水管）	河川・海域
水素イオン濃度（pH）	5～9	5.8～8.6
化学的酸素要求量(COD)	-	25mg/L
ルマルキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L	5mg/L
根拠	横浜市下水道条例 第6条（除害基準）	横浜市生活環境の保全等に 関する条例第28条

【重要】 排水先を把握し、基準に適合した工事排水を排出してください

工事排水について | 3. 排水処理施設と維持管理

工事現場

排水処理施設



下水処理場
(水再生センター)



公共用水域
河川、湖沼、海域



排水処理施設を設置すると…

- ・ 維持管理が重要
日常点検、計器の洗浄、
薬品の補充・交換など



- ・ 自主測定
- ・ 除害施設等管理責任者の選任

工事排水について | 4. 事前の届出について

工事で発生する排水を下水管や河川・海域に流すには、届出が必要な場合があります。



排水先	下水道（污水管）	河川・海域
必要な届出	公共下水道使用開始届書 除害施設新設等届出書	工事排水届出書(10m ³ /日以上)
期限	あらかじめ	30日前まで
届出の提出先	下水道河川局 水質課 工場排水担当	みどり環境局 水・土壌環境課 水質担当

工事排水について | 5. 基準超過の排水を流すと（下水道）

建設工事に伴って発生する
洗浄水や濁水をそのまま流す



排水先が下水処理場
(水再生センター)

下水処理の機能低下に…



排水先が河川・海域

水質汚濁の原因に!



届出をして、
適切な処理をして流す



排水先が下水処理場
(水再生センター)

下水処理の機能を維持したまま



排水先が河川・海域

水質・生態系を守れる



工事排水について | 5. 基準超過の排水を流すと（河川・海域）



白濁



油浮遊



魚死亡

工事排水について | 5. 水質事故 河川白濁事故



河川の白濁



人孔の白濁の痕跡



雨水側溝

工事排水について | 5. 水質事故 河川油浮遊事故



河川に油浮遊



↑ 雨水管 →



灯油タンクからの
漏洩

工事排水について | 5. 水質事故 河川魚死亡事故



河川に魚浮上



pH試験紙
酸性



タンクに回収した
廃酸の漏洩

工事排水について | 連絡先

御清聴ありがとうございました。

ご不明な点等ございましたら
こちらの連絡先にお問い合わせください。

排水先	下水道（污水管）	河川・海域
連絡先	下水道河川局 水質課 工場排水担当	みどり環境局 水・土壌環境課 水質担当
電話	045-671-2835	045-671-2489
ホームページ 検索	横浜市 下水道 工事排水	横浜市 工事 排水